



後期高齢者医療制度に加入中の皆様へ
(75歳上の人と65歳以上で一定の障害があり早期加入した人)

令和8年8月1日から使用する後期高齢者医療の

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します

※7月上旬に順次発送し、7月中にお手元に届く予定です

今回の変更点

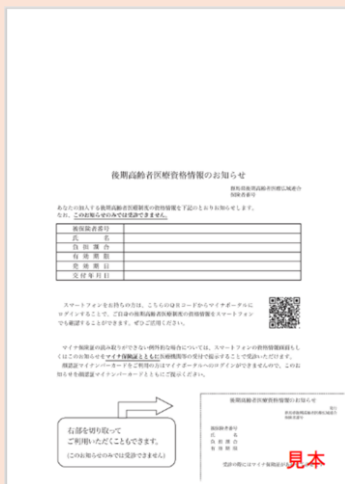
これまで、後期高齢者医療制度に加入している人全員に「資格確認書」を交付する暫定的な運用がされていましたが、令和8年8月1からはマイナ保険証利用促進の観点から、下記のとおり年齢やマイナ保険証の利用実績を踏まえた交付基準に見直しが行われます。

84歳以下の人
(令和8年8月1日現在の年齢)

85歳以上の人
(令和8年8月1日現在の年齢)

◆マイナ保険証を定期的(※)に利用している人には、「資格情報のお知らせ」を郵送します

※定期的とは、マイナ保険証を直近1年間で6回以上かつ概ね3か月以内に1回以上利用した人です



←大きさは、A4サイズ普通紙(白色)です

有効期限は令和9年7月31日までです

マイナ保険証の保有・利用状況を問わず、全員に「資格確認書」を郵送します



←大きさは、葉書きサイズ(水色)です

有効期限は令和9年7月31日までです

【問い合わせ先】

伊勢崎市役所
年金医療課 高齢者医療係
TEL 0270-27-2739 (直通)



◆84歳以下で、上記に該当しない人には、「資格確認書」を郵送します



裏面は、ご自身がどちらに該当するか確認することができます

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の判定方法

スタート

85歳以上ですか？
(令和8年8月1日現在の年齢)

はい

いいえ

マイナ保険証を
持っていますか？

いいえ

はい

資格確認書の継続交付を
申請していますか？

はい

いいえ

普段からマイナ保険証を
医療機関や薬局で利用していますか？

はい

マイナ保険証を直近1年間で6回以上かつ
概ね3か月以内に1回以上利用しましたか？

はい

「資格情報のお知らせ」が郵送されます
引き続きマイナ保険証をご利用ください

＝「資格情報のお知らせ」の使い方＝

- ・ご自身の被保険者資格等の情報を確認することができます
- ・医療機関等でマイナ保険証が使えないときに、マイナ保険証と一緒に提示してください（右下部を切り取って、マイナ保険証と一緒に携帯してください）

※「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等は受診できません

有効期限
令和9年7月31日

「資格確認書」が郵送
されます

- ※申請は不要です
- ※使い方は従来の保険証と同じです
- ※マイナ保険証の利用もご検討ください

有効期限 令和9年7月31日

いいえ

いいえ

ただし、高齢や障害などによりマイナ保険証での受診が困難になった人は、申請により「資格確認書」を交付することができます。申請方法は、年金医療課へお問い合わせをいただくか、右の二次元コードから確認することができます。



資格確認書申請方法の確認はこちら↑